

# 少子化対策<sup>1</sup>

## ～子育て支援税制～

関西大学・経済学部 橋本恭之研究会

氏名

大亀立喜<sup>2</sup> 上地秀意

中野貴喜 田中克則

宗形洋太 村井快豪

吉岡洋

---

<sup>1</sup>本稿は、2006年12月3日に開催される、WEST論文研究発表会2006に提出する論文である。本稿の作成にあたっては、橋本教授（関西大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

<sup>2</sup> ca40100@edu.kansai-u.ac.jp

## 要旨

近年、少子化が急速に進行している。2006年の合計特殊出生率は1.25と最低レベルで低迷しており、こうした出生率の落ち込みに歯止めがかからない場合、わが国の総人口に占める65歳以上人口の割合は、世界一の長寿国であることもあって、2050年には35.2%と、わが国以上の少子化に見舞われているスペイン、イタリアをも上回る超高齢国となる。さらに総人口は2005年に減少に転じた後も、急速な収縮傾向をたどり続けている。

少子化によって労働力の減少、社会保障制度の崩壊などが考えられる。そこで、これらの問題を生み出す少子化問題を解決するための有効な、そして具体的な政策提言をするため、現状を分析し少子化の要因をとらえ、さらに先行研究や様々な統計を参考に分析していく。

様々な統計を見た結果、晩婚化、未婚率の上昇などが少子化の要因として考えられる。

また、分析の結果、女性の未婚率、大学進学率、平均給与額のそれぞれの上昇が合計特殊出生率を抑制する要因になっていることがわかった。これはつまり出生率が女性の社会進出により低下したと取ることができる。仕事と子育てを両立させたいと考える女性もしくは、結婚や出産によって築いたキャリアを傷つけないと考えている女性が増加したと考えられる。そこで女性が自らのキャリアアップをあきらめることなく、子育てにも注力できる環境を作る必要がある。

分析の結果を受けて、本稿では少子化対策として、「子育て支援に取り組む企業に対する減税措置の創設」とりわけ、企業による保育施設の創設を政策提言として、国や自治体に向けたと考ええる。これによって考えられる利点として、①保育施設の整備による女性の就労継続の条件を整備②入所者を企業内のみならず他からも募集し、企業外の入所者から得たマージンがその託児所を作った企業の利益となる③子供の送迎を通勤・退勤と同時に行えることによる、体力的・時間的な負担の減少④保育施設が整備された企業であることがアピールできれば、優秀な人材確保に有利に働く。⑤託児所設置による雇用の創出。⑥潜在的な保母資格保有者が減り、無駄のない人材配置<適材適所>の実現、これら五つの利点が考えられる。

# WEST 論文研究発表会 2006

## 第1章 問題意識・目的

### 1-1 <問題意識>

近年世界の先進国で少子化が進んでいる。もちろん日本もそのなかの例外ではなく、かなり前からそのことは指摘されていた。政府も何もせずただ手をこまねいてみていただけではないが、これまで大きな効果がみられた政策等はなく今に至っている。結果年々わが国の出生率は下がり続け、現在では1.25人にまで落ち込んでいる。これは現在の人口維持のために必要な数字が2.07人程度であるということを考えると極めて低い数字であることがわかると思う。さらに2006年になってついに人口そのものの減少という目に見える形でその影響がみえてきた。ついにこれまで通りの人口上昇のピークは過ぎてしまった。すなわちこれからは人口減少の時代なのだ。

ではこの減少によってわが国においてどのような問題が起こりうるのだろうか。例えば労働力の減少が挙げられる。まもなく団塊の世代とよばれている方々が次々に退職していかれる時代になってくる。一方で新たに入ってくる若い労働力とはいうと、残念ながら退職者の数には遠く及ばなく、労働力は少なくなるだろう。一説によれば約1200万人もの労働人口が減るとも言われている。こういった労働力の縮小や労働市場の縮小による経済および経済成長への影響が懸念される。人口減少そのものは問題でないという考えがあるが、それはあくまで経済成長がなされているという前提でのことである。だが、この前提を考慮しない場合、少子化現象は日本の経済の衰退そのものに影響があると考えられるのでこれは大きな問題である。

また、同時に社会保障制度の崩壊という大きな問題にもつながる。特に年金制度は大きな打撃を受けることになるだろう。社会保障制度は1995年時点では労働人口5人につき1人の受給者を支えているという計算だった。それが、少子高齢化の影響を受け2000年には約4人につき1人となっており、さらに今後2010年には2.8人、そして2020年には2.3人で1人の受給者を支えていくこととなるだろうという推算がなされている。2040年にはその不足額が2.4兆円にも達するであろうとまで言われているのだ。年金財政のこれ以上の圧迫に対し消費税増税や健康保険の改革などが検討されているようだがこれは我々の負担をさらに増大させるだけだろう。このままでは確実に年金制度そのものが崩壊することは目に見えている。

### 1-2 <目的>

これらの問題を生み出す少子化問題を解決するための有効な、そして具体的な政策提言をするため、まず、第一の目的として少子化の原因を突き止める。女性の賃金水準、住宅コスト、または夫の通勤時間、あるいは労働力率・子育て費用・その中でも特に教育費用・あるいは社会環境などなど様々考えられるが、あらゆる可能性を考え調査し、もっとも影響を与えている要因を探る。

ここでは深くは触れないが我々はその最たる原因・要因は現代の社会環境、特に「結婚・育児

## WEST 論文研究発表会 2006

よりも職場・仕事を優先したい女性」の増加、および、「結婚・出産のためには仕事を捨てなければならぬ傾向」にあるということにあるという結論に達した。実際、育児が忙しく仕事どころではない、あるいは出産の際に退職してしまった会社に戻りにくい、といった傾向にある事実は（最近では育児休暇などといった取り組みを積極的に行なっている企業も増えてきてはいるが）否めない。そのため、職場環境を改善し、出産・育児の際に退職する必要がない、あるいは育児の負担が少なくなるようにすれば、おのずと出生率は増えるのではないかと考えたのである。すなわち、企業内に保育所(保育園は一般的に言われているもので正式には保育所のほうが正しい)を設置させ、その条件を満たした企業にたいしては法人税減税という形でもっての優遇を図ろうというものである。政府は現在法人税の減税も検討しているということなのでこの政策提言は現在の情勢にあったものにもなるのではないだろうか、と考えている。

本稿では今まで簡単に述べた事柄を、より具体的に、先行研究、回帰分析を交えながら政策提言につなげていく。この論文でわずかでも少子化の抑制に貢献できることを我々は切に願う。

## 第2章 先行研究

ここでは我々が保育所を増やすことに関しての分析の際に大いに参考にさせていただいた論文の一部を先行研究として紹介させていただく。

まずは日本総研調査部副主任研究員の木原 眞一氏の「少子化抑止に向けた政策対応の方向性」(1998)である。

木原氏は経済的・金銭的要因と出生率との因果関係を計量的手法(都道府県別データによるクロスセクション分析)にて検証している。その結果、同居比率、保育所在所率によって表される保育サービスの利用可能性の高さと子供一人当たりの教育費、消費者物価水準という教育・生活費負担の大きさが、合同特殊出生率に有意に影響を及ぼすことが確認されている。

女性の就労と不可分な関係にある保育サービスの利用可能性に女性賃金の出生率に対する統計的有意性が一部吸収されている可能性を考慮すると、女性賃金要因が出生率に有意に負の影響を及ぼしていることが考えられる。

したがって、統計的にみても、子育ての直接的なコストや女性が育児に専念することの遺失利益(機会費用)という経済的・金銭的要因が出生率にマイナスの影響を及ぼしていることはほぼ間違いない判断される。

さらに木原氏はこれからの少子化対策について様々な提言をこの研究にて行っている。その内の保育などに関する部分を見ていただこう。

地域社会の役割として、夫婦が就労と子育てを両立できるように、地域社会が核となって、子育て機能を一部担うことが不可欠であること。そのためには、地域・民間主導で多様な保育サービスを提供する新たな枠組みを構築するとともに、少子化で子育てに不慣れな夫婦の精神的負担を和らげる育児相談機能を地域社会が発揮することが必要である。

その場合、現行の保育園制度を全面的に見直すことは不可避であろう。

98年4月の改正児童福祉法の施行により、政府・自治体が保育サービスの利用希望者に対して

## WEST 論文研究発表会 2006

「行政処分」(措置制度)の形で保育所を割り当てる前時代的な方式は改められるものの、画一的な保育サービス提供の枠組みは依然不変である。現行制度は、保育サービスの提供主体を国が定めた最低基準を満たす、しかも自治体、社会福祉法人が経営する認可保育園に原則として限定している。このため、政府補助金の交付も政府の厳しい規制・監督下に置かれた認可保育園にしか認められていない。もっとも、その結果として、補助金依存度の高い公立保育園の運営には、非効率な面が多いとの指摘もなされているところである。

他方、民間企業や地域の有志が経営する認可外の保育施設であっても、認可保育園以上に良質の保育サービスを提供し、しかも利用者本意で融通の利く運営を行い、高い評価を得ている保育サービスは多い。しかし、こうした認可外保育園には、政府補助金の交付が原則として認められないため、利用者は認可保育園に比べて割高な料金負担を強いられている。

このように、現在の認可保育園制度には非営利の社会福祉法人を除き、事実上民間事業者や地域ボランティアの保育事業への参入を妨げる側面があることは否定できない。しかしながら、ニーズの強い延長保育、乳児保育等を含めて利用者が多様なメニューの中から個々の育児環境に適した保育サービスを選択できる仕組みを構築するためには、民間事業者や地域ボランティアの活力を最大限に引き出す環境整備が不可欠である。

これからの保育行政に求められているのは、利用者保護と保育事業運営の健全性を確保する視点から、モニタリングと利用者への情報提供の機能を高めていくことである。その一方で、認可保育園制度のあり方を全面的に見直すとともに、認可施設に限定した現行の補助金交付システムを見直し、補助金財源を育児減税やバウチャー交付等の財源に振り向けることで、利用者が認可外サービスも含めて主体的かつ公平に保育サービスを選択・利用できる仕組みに改めるべきである。

もう一つ先行論文として大和総研の資本市場調査部の鈴木準氏の「待機児童問題と少子化」(2006)をみってみる。

### 1. 待機児童問題が少子化を招いている

少子化と労働力減少の問題を同時に緩和するには、子育てしながら働ける環境が必要である。近年、女性の労働参加率は上昇し、いわゆる「M字カーブ」は解消してきたようにも見えるが、それは独身者や子供のいない既婚者の割合が高まったためでもある。それは、本来求められるM字カーブ解消の姿ではない。一方では、出産を契機に退職する女性がまだまだ多いのが実際であり、育児休業を取得できても復職は簡単でないのが現実である。日本では、祖父母が子供を預かる場合を除けば、育児と仕事を両立させる手段は保育所だけである。

ところが、希望しながら保育所に入所できずにいる待機児童数は2005年で2.3万人と、依然として多い(図1)。そのうち1.6万人は0~2歳児で、出生数の減少にもかかわらず低年齢児で待機児童問題が深刻になっている。

もちろん、政府や自治体は様々な政策を講じてきてはいる。しかし、定員(入所児童)を増やしても待機児童が減らないのは、入所(親の立場から言えば育児と就業の両立)を諦めているような潜在的な待機児童が、首都圏だけでも24万人(内閣府「保育サービス価格に関する研究会」

## WEST 論文研究発表会 2006

による試算、2003 年) いるためといわれている。

これは、子供を産んだ親だけの問題ではない。供給不足で育児サービスを購入できるとは限らない(子供を産むと仕事をやめなければならないリスクが高い)のなら、子供をもちたくても仕事を続けたい女性は出産を躊躇する。少子化を食い止めるには、働く女性が出産できるように待機児童問題を本気で解消する必要がある。

### 2. 保育所サービスの改善余地は大きい

現状の保育所は高コスト構造であり、効率化や新規参入によって待機児童を減らす余地は大きいと思われる。東京都のある区の例では、公設公営保育所の定員1人当たり総コストは年間236万円だが、保育内容に差がないとする民設民営の認可保育所は156万円である。

内閣府の政策効果分析レポート「医療・介護・保育等における規制改革の経済効果—株式会社等の参入に関する検討のための試算」(2003年5月)によれば、官民の保育所の効率性が最も効率のよい民間並みに改善できれば、保育所全体の生産性は34%も上昇するという。

利用者に入所先やサービス内容の選択を認めた上で利用者に公費を直接補助して、保育所間の競争を促すべきであろう。現在は、公費の投入により保育料が安い認可保育所に超過需要が偏在しており、サービス提供が効率化しにくいばかりか、子を入所させることができた人とできない人との間に不公平もある。両親が働けるようになる家計や、子を持つ意志のある就労女性の保育料負担能力は高いのだから、低所得者以外にはサービスの質や量に合わせて保育料を設定し、保育サービスの需要と供給を一致させる必要もある。

つまり

□少子化と労働力減少の問題を同時に緩和するには、子育てしながら働ける環境が必要。待機児童問題を解消しないと、子供をもちたくても仕事を続けたい女性は出産を躊躇する。

□現状の保育所は高コスト構造であり、保育所間の競争による効率化や新規参入によって供給不足を解消する余地が大きい。また、低所得者以外には保育サービスに応じた保育料を求めて、供給を一致させることも必要という結論に至る

これらの先行研究を参考に、次章では出生率の低下に関わる要因をアール等を用いて分析していく。

## 第3章 現状分析・分析

本章では日本における合計特殊出生率は何を要因にして低下していったのかを様々な統計などを用いて分析したい。

### 3-1 <現状分析>

□合計特殊出生率低下の要因

主な要因として女性の社会的地位の変化が挙げられる。ここでは女性の社会的地位の変化と合計特殊出生率との関係について分析をしていく。

(図2)は合計特殊出生率の長期的推移を示したものである。1966年の「ひのえうま」まで2前

## WEST 論文研究発表会 2006

後の水準で穏やかに推移したものの、第1次ベビーブーム期で生まれた世代が出産期を迎える第2次ベビーブーム期(1971年～1974年)には再び回復をみせた。その後、第2次ベビーブーム期以降の出生率は2を下回り一貫して減少し続けていることから日本における少子化は1970年代後半以降に本格的に始まったものと考えられる。以後は1976年以降のデータを基に分析を進めていく。

(表1)は嫡出でない子どもの出生数及び割合を示したものである。戦前の嫡出でない子どもの割合は1925年には7.26%、1930年には6.44%、1940年には4.10%と2004年の1.99%と比較すると高い水準にある。戦後は1947年の3.79%から1987年の0.98%まで一貫して減少を続けているが、1988年以降は一転して上昇傾向にある。2004年には1.99%にまで上昇しているが全体の子どもの出生数のうち嫡出でない子どもの割合が約2%というのは大変低い水準であると考えられる。子どもの全体の出生数のうち非嫡出子の割合が低いということは日本では子どもを生むということは婚姻関係が前提にあるということがわかる。

子どもを出産することに婚姻関係が前提にある日本において、女性の婚姻率、未婚率はどのように変化しているのだろうか。(図3)は配偶関係別に女性の15歳以上人口の推移をあらわしたものである。未婚の15歳以上の女性人口と有配偶の15歳以上の女性人口はどちらも増加しているが未婚率(図4)と有配偶率(図5)でみると、未婚率は上昇し、有配偶率は低下している。未婚率は1982年の24.2%まで低下の傾向にあったが、1983年以降は上昇し、1995年の28.5%をピークに現在は横ばいに推移している。婚姻を前提に子どもを出産する日本において女性の未婚率の上昇というのは出生数の減少及び合計特殊出生率の低下に直接的に影響を与える要因だということがいえる。

未婚率が上昇し、未婚の15歳以上の女性人口が増加しているがその内訳はどのようなになっているのだろうか。(図6)は未婚女性の15歳以上人口を労働力状態別の人口に区分しその推移をあらわしたものである。その推移をみると、非労働力人口については1991年までは増加しているが、1991年の535万人をピークに1992年以降は減少し始めている。一方、労働力人口については一貫して増加傾向にあり、非労働力人口が減少し始めた1992年以降は労働力人口と非労働力人口との差が開きが始めている。次に、未婚女性の15歳以上人口に占める非労働力人口と労働力人口別の割合をみると(図7)、非労働力人口の割合については横ばいに推移していたものが1989年を境に緩やかに低下し始め、一方、労働力人口の割合については横ばいに推移していたものが1989年をさかいに上昇し始めている。以上のことから、未婚女性の15歳以上労働力人口の増加が出生数の減少及び合計特殊出生率の低下の直接的な要因となる未婚率を引き上げる原因となっている。

未婚女性の15歳以上労働力人口を増加させ、出生数の減少及び合計特殊出生率を低下させる要因として他に女性の高学歴化、社会的地位の向上が考えられる。(図8)は未婚女性の15歳以上労働力人口と女性の大学進学率の推移を、(図9)は合計特殊出生率と大学進学率の推移を示したものである。(図8)では未婚女性の15歳以上労働力人口の増加とともに女性の大学進学率が上昇していること、(図9)では女性の大学進学率の上昇に反して合計特殊出生率が低下していることがそれぞれわかる。また、(図10)は未婚女性の15歳以上労働力人口と女性の平均給与額の推移を、(図

## WEST 論文研究発表会 2006

1 1)は合計特殊出生率と女性の平均給与額を示したものである。(図 1 0)では未婚女性の 15 歳以上労働力人口の増加とともに女性の平均給与額が上昇していること、(図 1 1)では女性の平均給与額の上昇に反して合計特殊出生率が低下していることがそれぞれわかる。女性の大学進学率が上昇したことで高学歴化が進み、時代とともに女性の社会的地位が向上してきたことにより平均給与額が上昇したことで女性の社会進出が進み、女性の未婚率が上昇したと考えられる。その結果、女性の晩婚化(図 1 2)が進んできた。

### 3 - 2 <分析>

上記で女性の未婚率、大学進学率、平均給与額が合計特殊出生率に影響を与える要因になりそうであるという説明をした。ここではそれらの要因を説明変数に、合計特殊出生率を目的変数とし回帰分析をしていく。

(1)

(Y):合計特殊出生率、(A):未婚率、(B):進学率、(C):平均給与額とし、 $Y = \alpha + \beta/A + \delta/B + \gamma C$  のモデルをたてる。また、 $\alpha > 0$ 、 $\beta > 0$ 、 $\delta > 0$ 、 $\gamma < 0$  と予想する。

(2)

最小 2 乗法の計算の結果(括弧内は t 値)

$$\hat{Y} = 1.129 + 0.108/A + 0.0473/B - 0.00134C$$

(2.797) (1.35) (4.876) (-2.263)       $R^2 = 0.9665$      $\bar{R}^2 = 0.9621$

有意水準を 5%の両側検定と定めると、 $t_{0.025}(23) = 2.069$

パラメーターの t 値を比較すると  $2.797 > t_{0.025}(23)$ 、 $1.35 < t_{0.025}(23)$ 、 $4.876 > t_{0.025}(23)$ 、

$-2.263 < t_{0.025}(23)$  となる。このことから  $\hat{\alpha}$ 、 $\hat{\delta}$ 、 $\hat{\gamma}$  の t 値は棄却域に入り有意だといえるが、 $\hat{\beta}$

の t 値は棄却域に入らないので有意だといえないことがわかる。また、 $\bar{R}^2 = 0.9621$  から今回推定されたモデルで実際の目的変数である合計特殊出生率の動きを 96.21%で説明できるといえる。

推定されたモデルは未婚率(A)、大学進学率(B)が上昇すると合計特殊出生率(Y)へのプラスの影響が小さくなる。また、平均給与額(C)が 1 単位(千円)増加すると合計特殊出生率(Y)が -0.00134 減少する。

### 結果

今回の分析の結果、女性の未婚率、大学進学率、平均給与額のそれぞれの上昇が合計特殊出生率を抑制する要因になっていることがわかった。これは女性の社会進出に社会が適切に対応できていないことが原因ではないだろうか。合計特殊出生率の回復には児童手当のような家庭への育児支援だけでなく、育児休業制度などの職場、企業が参加する育児支援の政策を推し進め、結

## WEST 論文研究発表会 2006

婚や出産の際に女性が自ら築いたキャリアや経験を守れるような環境を作ることが望ましいとおもわれる。

### 考察・現状

以上の分析により、出生率が女性の社会進出により低下したことが見て取れる。ワーク・ライフバランス、仕事と子育てを両立させたいと考える女性もしくは、結婚や出産によって築いたキャリアを傷つけないと考えている女性が増加したと考えられる。男性は仕事、女性は家庭といった古い考え方が薄れ、就労意欲のある人は、男女とも性別にかかわらず仕事を続けるようにライフスタイルが多様化し、女性の就業機会の確保や就労継続のための条件整備が遅れ馳せながらも進みつつある。86年には「男女雇用機会均等法」、92年には「育児休業法」が施行され、いずれも99年4月に改正された。法整備は年々諸外国から遅れをとっているとの批判の声も有るものの、着実に成されていっている。

が、職場環境が企業努力や国による法律によって整われていく中、近年進行している核家族化というものが、家事や育児と仕事の両立を難しくしている。一昔前までは、当たり前のように見られた2世帯同居や3世帯同居が見られなくなり、育児や家事をサポートしてくれる家族の構成員が減ったことになる。

今後の高齢化・少子化により、労働力不足や勤労所得者の減少に伴う国の税収減などが見込まれる。女性の就業を巡る環境整備は、個々人のライフスタイルの選択肢の幅を広げると言う点だけでなく、こうした社会構造の変化に対応してゆくうえでも重要な課題といえる。

図13を見てもらえば、昭和55年から夫婦のみの世帯が増えている一方で、夫婦と子どもからなる世帯の数が減少しているのが見て取れる。核家族の中にも割合の変化が観られ始めている。晩婚化や女性の就業率によってこれらの核家族の世帯割合にもだんだんと変化が現われてきているのではないだろうか。家庭の中に子供を預かってくれる祖父や祖母がいなくなっている今、子供を預かってくれる保育所の拡充が急務であると考えられる。さて、では実際保育所の数は足りているのだろうか。図14を見てもらえばわかるように、平成6年を境に減少していた保育所利用児童数は急激な増加を見せている。それに引き換え、保育所数は平成12年までなだらかに減少し続け、その後、微増しているものの保育所利用児童数が定員数を超えるのも時間の問題となってきた。

女性の晩婚化の理由の一つとして考えられるものの中には、年功序列・終身雇用を前提とした日本的な雇用慣行がある。女性は出産や育児で休業する人も多いため、昇進や昇格の機会を与えられにくく、補完的な業務に付くことを余儀なくされるケースも少なくない。保育施設の整備など就労継続の条件を整える事が急がれる。

少子化で就学前児童が減少する中、景気は改善傾向にあるものの先行きに対する懸念や共働き家庭の一般化等により、保育所入所希望児童数は増加し、都市部を中心に待機児童が発生している。地域によっては、定員増加を上回る保育ニーズが生じ、待機児童数が増加している地域もある。保育ニーズの必要なところに効果的に提供する。ただ単に、保育所を造るのではなく、共働きの

## WEST 論文研究発表会 2006

夫婦が多い地域、核家族の多い地域などの都市部を中心に的確に提供する必要がある。少子化に歯止めをかけるためには、出産から職場復帰までの時間をできるだけ短くすると共に、国などの公的機関のみならず企業が女性労働者の職場環境を整えることの一つとして、企業努力をする時期になってきているのかもしれない。

待機児童数の特徴としては、年齢別では、0～2歳児の低年齢児が多く、幼稚園に預かり保育等や事業所内保育施設の設置を促進してもらうため、関係機関・団体に対する働きかけや連携を強化、認可外保育施設の認可移行を推奨するとともに、その実現を支援するなどの民間保育に対していかに国が柔軟かつ効果的にアプローチしていくことも大変重要なことの1つである。

### 第4章 政策提言

先の分析より、女性の社会進出が出生数の抑止につながることを実証された。つまり、現代の女性は結婚よりも仕事を優先的に進める傾向にあり、結婚することによりそれまで築き上げてきた自らのキャリアの成長をそこで止めることになり、子育てに入れば仕事をやめざるをえない状況になることが多い。また、育児休暇を取得後、職場に復帰したとしても以前と同じレベルの仕事ができない場合もある。

例え男性(夫)よりも早く帰宅できる職場環境にあったとしても、労働時間を減らさずに家事や育児を両立させることは難しい。

中には保育費用が比較的安い公立の保育園に入所できない場合がある。

そこで女性が自らのキャリアアップをあきらめることなく、子育てにも注力できる環境を作る必要がある。

#### 1. 子育て支援に取り組む企業に対する減税措置の創設

##### 1-1 <利点>

入所者は企業内の人に限らず他からも募集する。その場合の保育費用は一般の保育園よりは安くしたい企業内の人にはさらに減額される。そうして企業外の入所者から得たマージンをその託児所を作った企業の利益とする。そうすることで企業に対する託児所を造る金銭的なインセンティブになる。

朝に子供を保育所や幼稚園に送ってから通勤していたのが、同時にすることができるようになり、体力的・時間的な負担を減らすことができる。また、子供が体調を崩したと連絡が入ればすぐに駆けつけ対処が可能となり、安心して業務に集中できる。

法人税が安くなることで会計的なメリットがあるが、現段階では数値的な減税の度合いは考え出せてはいない。

子育てで支援をしている企業ということで、女性がその企業に入るインセンティブが大きくなる。少子化で優秀な人材確保が難しくなる中、子育てに向けた環境のある企業であることがアピールできれば、それだけ人材確保に有利に働く。

## WEST 論文研究発表会 2006

託児所内で勤務する人をその企業の社員を起用するのではなく、その他の場所から呼ぶ。そうすることで、主婦など以前に保母の資格を持っている人が採用されるようになる、雇用の創出と潜在的な保母資格保有者が減り、無駄のない人材配置<適材適所>が可能となる。

### 1-2 <問題点>

減額割合よりも託児所を造る費用のほうが大きくなってしまいう中小企業にとってはなかなか制度を利用する機会に恵まれない。だが、親が大企業に勤める子供が事業所内の託児所に入れば、公立の保育園や幼稚園にその他の企業の子供が入所することになるので、待機児童数を減らすことにもつながる。

託児所を造る場所の確保に関して、社宅を改修し、託児所を入れる部屋がない場合は新に場所を会社の周辺に確保しなければならない。

## 2. 各省庁の税制に対する要望

少子化への取り組みがわが国の大きな政策課題に挙がる中、年末の二〇〇七年度税制改正論議でも「少子化対策税制」が取り上げられそうだ。税制改正に向けて各省は、子どもを持つ家庭への減税、少子化対策を行う企業の優遇一などを要望した。ただ、税制で対応すべきかどうか議論が分かれるものもあり、実現可能性が高い政策ばかりとはいえない。各省庁での税制に対する要望は以下のような形だ。

### 2-1 経済産業省

経済産業省が求めたのは企業減税を通じた少子化対策の推進。例えば、共働き家庭でも働きやすいよう企業が託児所を設ければ、費用の一定割合を法人税額から差し引くという制度だ。このほか、従業員への育児支援制度を設けた企業に対する減税措置も要望しているものの、同省自ら「(減税措置になじむ) 資産の取得ではなく、実現は難しい」とあきらめムードだ。

### 2-2 文部科学省

文部科学省は、子どもを持つ家庭に対する所得税の軽減を要望。現在でも、子ども一人当たり三十八万円の所得控除(税率10%の家庭の場合、年間三万八千円の減税)、「十六歳以上二十三歳未満の子」には六十三万円の控除を認めているが、同省はこの拡充を求めている。例えば所得控除から税額控除への変更。税率30%や37%の高所得者ほど減税額が多くなる所得控除でなく、一律に一定額の所得税を減らす税額控除の方が、低所得者層にも恩恵が多いという考え方だ。財務省も「代わりの財源が必要だが、そういう考え方はある」と一定の理解を示す。

一方、財務省が「話にならない」と一蹴(いっしゅう)するのが、文科省が求める奨学金減税。日本学生支援機構の有利子奨学金を卒業後に返還する際、利子相当額を十年間、所得税から差し引く制度の創設だ。

例えば、二百四十万円を借り、十年かけて平均で毎年二万円の利子をつけて返す場合、毎年二

## WEST 論文研究発表会 2006

万円ずつ所得税が安くなる。

背景には奨学金返済の滞納増加があるが、財務省は「借りたものを返すだけで、なぜ税で優遇するのか」と相手にしていない。

文科省はまた、幼稚園の給食、バス代を消費税非課税にするよう求めている。保育園では非課税だからだ。減税額は八億円程度と小さいが、消費税に例外を設けるのを嫌う財務省は「保育所は社会福祉だが、幼稚園は教育。そんなことをしたら学校のバスも非課税にしなければいけなくなる」と反論する。

財務省は「少子化のために、効果のあがるものにしたい」という方針で、ハードルは高そうだ。

### 2-3 内閣府

制度名 子育て支援に関する税制上の特例措置

税目 法人税、所得税

#### 1. 子どもの扶養控除の拡大

子育て家庭を経済的に支援するため、税制上の措置を検討する。

個人所得税において、人的控除の基本構造の見直しに際し、子育てにおいて負担の大きい年代に対して扶養控除を集中するか、あるいは、扶養控除等の所得控除を見直し、子育て支援に着目した税額控除に変更する。

#### 2. 企業の子育て支援についての取組のより一層の推進を図るため、

(1) 事業所内託児施設の設置・運営費等に係る減税措置を創設する。

(2) 仕事と子育ての両立支援を推進するため、労働者に対し行われる育児支援サービスの提供に要する経費等について減税措置を創設する。

#### 3. 現行の医療費控除において、入院している未熟児等子どもの看病のために親が通院するのに要する費用を医療費控除の対象に加える。

4. 日本学生支援機構の有利子奨学金について、学生本人が、卒業後に奨学金を返還する際、返還金の利子相当額を、所得税の税額から10年間にわたり控除する制度を創設する。

(関係条文)

所得税法 第2条第1項第34号、第34号の2、第73条、第84条

新設・拡充又は延長を必要とする理由

#### (1) 政策目的

我が国は、昨年、出生数が死亡数を下回り、戦後初めて総人口が減少した。また、出生数は106万人、合計特殊出生率は1.25と、いずれも過去最低を記録した。このまま少子化が進行すると、2050年には総人口が1億人を割り込むと予想されている。この急速な人口減少は経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる問題であり、少子化対策は国の基本にかかわる最重要政策課題である。

そこで、少子化の背景にある社会意識を問い直し、家族の重要性の再認識を促し、また、若い世代の不安感の原因に総合的に対応するため、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図っ

## WEST 論文研究発表会 2006

ていかなければならない。具体的には、子育て家庭においては、経済的な負担の大きさ、家庭と仕事の両立の困難さ、育児についての不安など、子どもを生み育てることをためらわせる経済的あるいは心理的な負担感が強い。子どもを持ちたいという国民の希望に応え、子どもを安心して生み、育てやすくする環境整備のための支援策をさらに拡充していき、国、地方公共団体、企業、地域等、社会全体の意識改革を促し、出生率の低下傾向の反転を図ろうとするもの。

### (2) 施策の必要性

今年6月に少子化社会対策会議において決定された「新しい少子化対策について」において、子育て家庭を経済的に支援するため、就学期を含めた子どもに対する税額控除、事業所内託児施設の設置・運営や育児休業の取得促進等、子育て支援に先駆的に取り組む企業に対する支援税制を検討することとされている。

### (3) 要望の措置の適正性

政府は、2003年7月に成立した「少子化社会対策基本法」に基づき、2004年6月に「少子化社会対策大綱」、同年12月に「子ども・子育て応援プラン」が策定され、少子化対策を推進してきたが、少子化の流れを変えるに至っていない。このような状況を踏まえ、上述の「新しい少子化対策について」において、「事業所内託児施設の設置促進」や「子育て支援税制」の施策を推進するため、就学期を含めた子どもに対する税額控除の導入、事業所内託児施設の設置・運営や育児休業の取得促進等子育て支援に先駆的に取り組む企業に対する支援税制について、必要な措置を検討することとされている。

※ 事業所内託児施設助成金の対象外の託児施設は数多く存在。

※ 上記助成金との選択制（助成金を受けている施設については対象外）

## 3. まとめ

以上のように、各省庁でも子育て支援・少子化対策についてはさまざまな見当がなされている。今回我々は働く女性と企業との関係に注目し、前述のような政策提言をするに至った。企業内に託児所を設置することは企業にとっても社員にとっても良い傾向がある。本稿は、経済産業省の平成19年度税制改正要望事項に沿う形になった。そこで経済産業省の案が来年度の税制改正に盛り込まれることを所望する。

## 【参考文献】

### 《先行論文》

木原真一（1998）「少子化抑止に向けた政策対応の方向性」『日本総研ホームページ <http://www.jri.co.jp/index.html>』、30 ページ

鈴木 準（2006）「待機児童問題と少子化」『大和総研ホームページ <http://www.dir.co.jp/>』 2 ページ

### 《参考文献》

国立社会保障・人口問題研究所（2002）『少子社会の子育て支援』東京大学出版会

小塩隆士（2005）『社会保障の経済学』日本評論社

前田正子（1999）『少子化時代の保育園：いま、何を変わるべきか』岩波書店

### 《データ出典》

【図表】

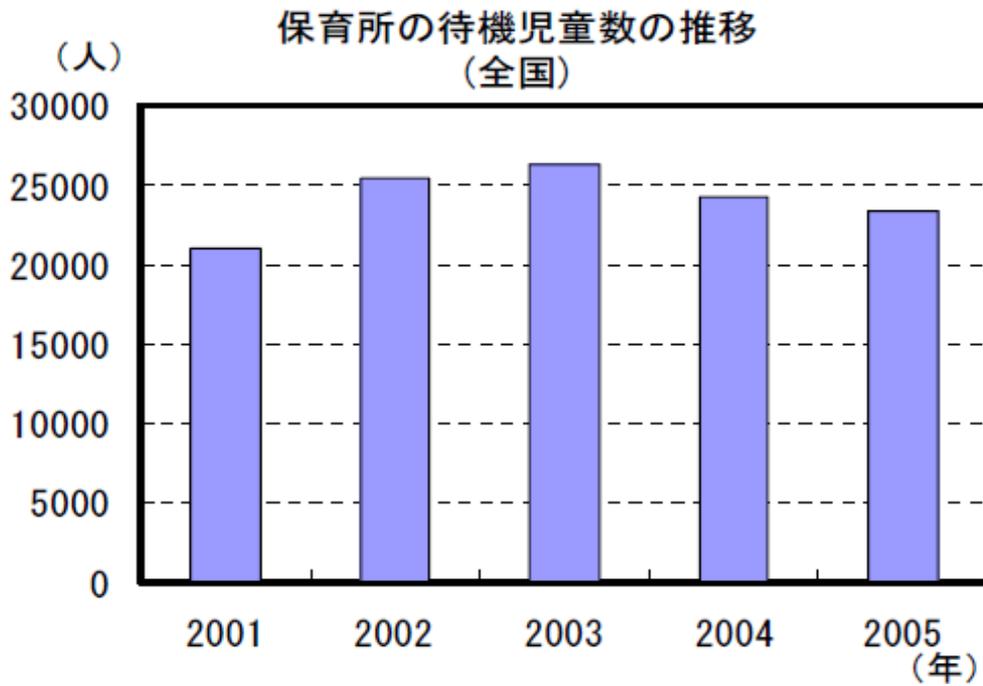


図1 (出典：厚生労働省、内閣府)

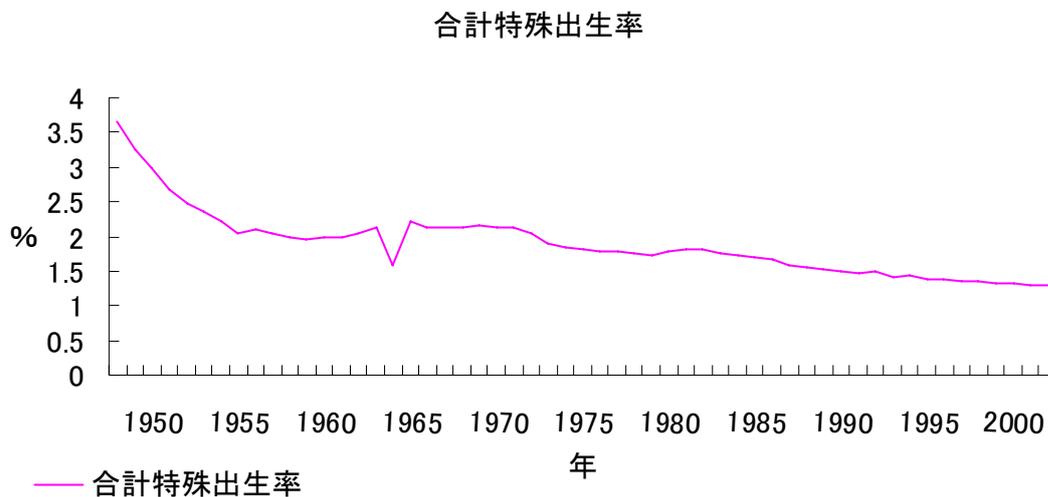
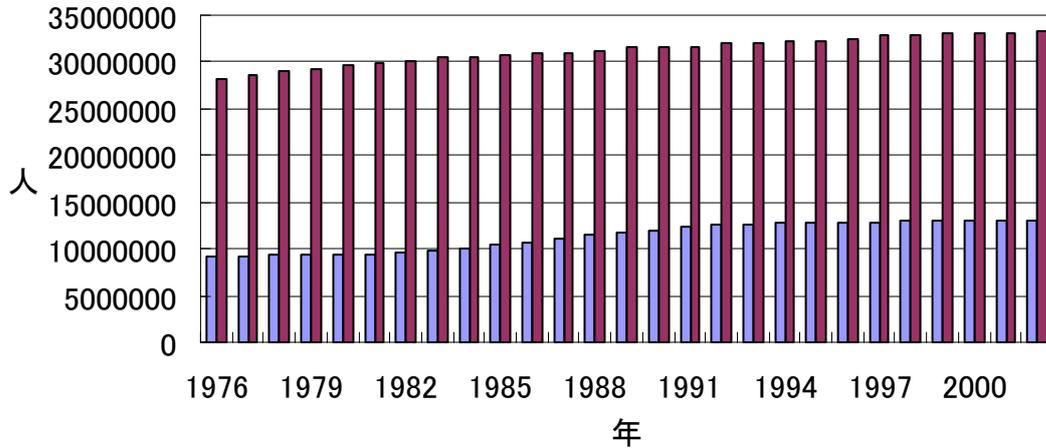


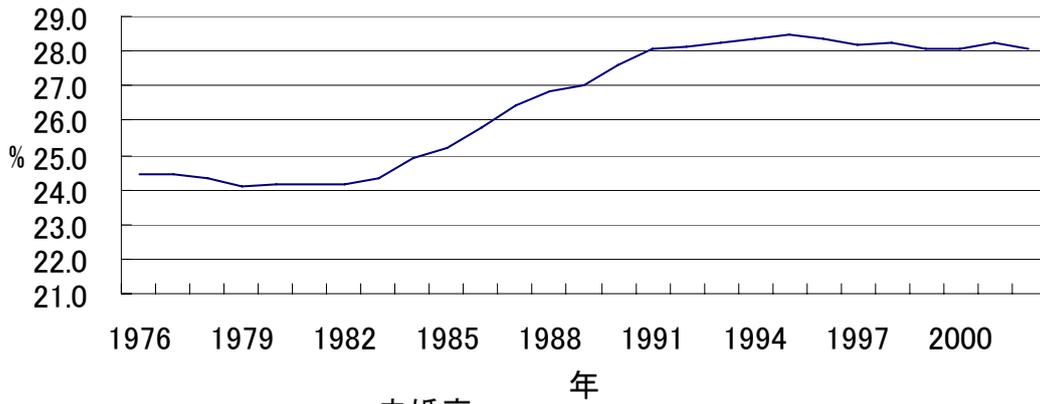
図2 (統計局HPより作成)



■ 未婚女性の15歳以上人口 ■ 有配偶女性の15歳以上人口

図3 (統計局HPより作成)

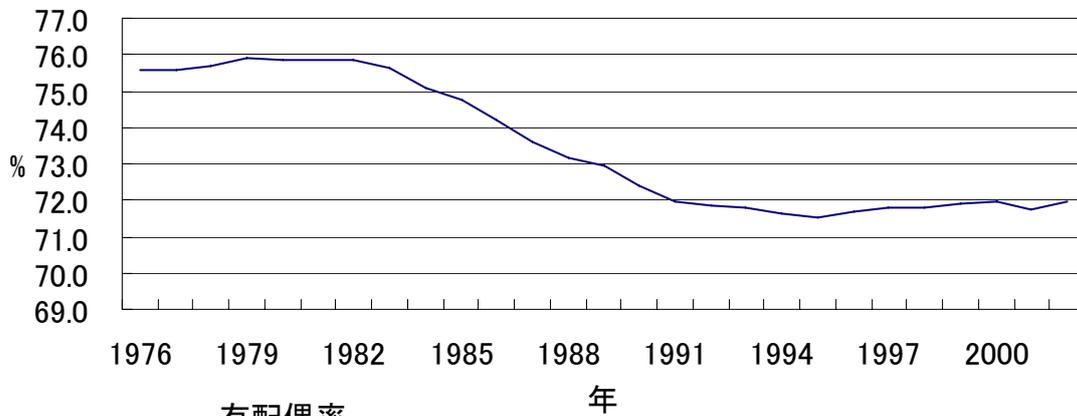
未婚率



— 未婚率

図4 (統計局HPより作成)

有配偶率



— 有配偶率

図5 (統計局HPより作成)

# WEST 論文研究発表会 2006

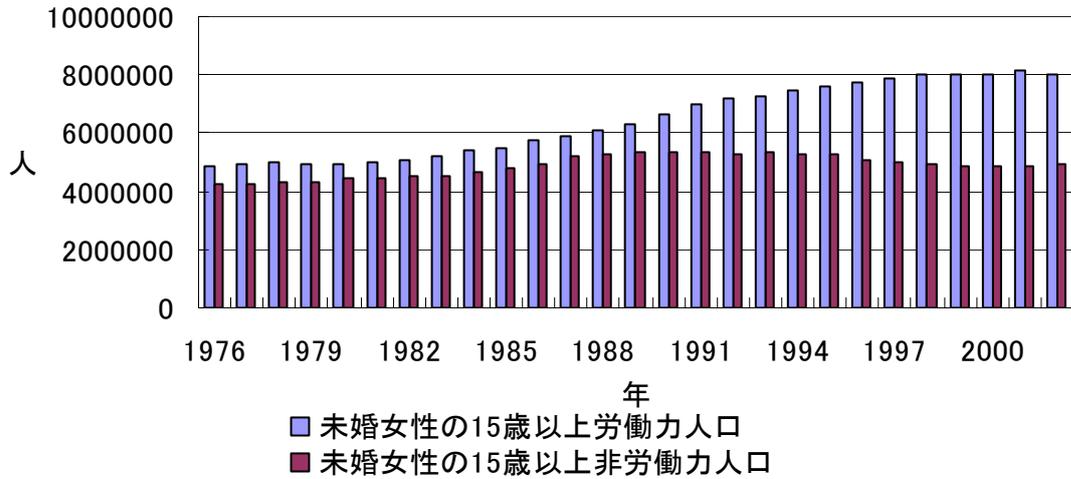


図 6 (統計局HPより作成)

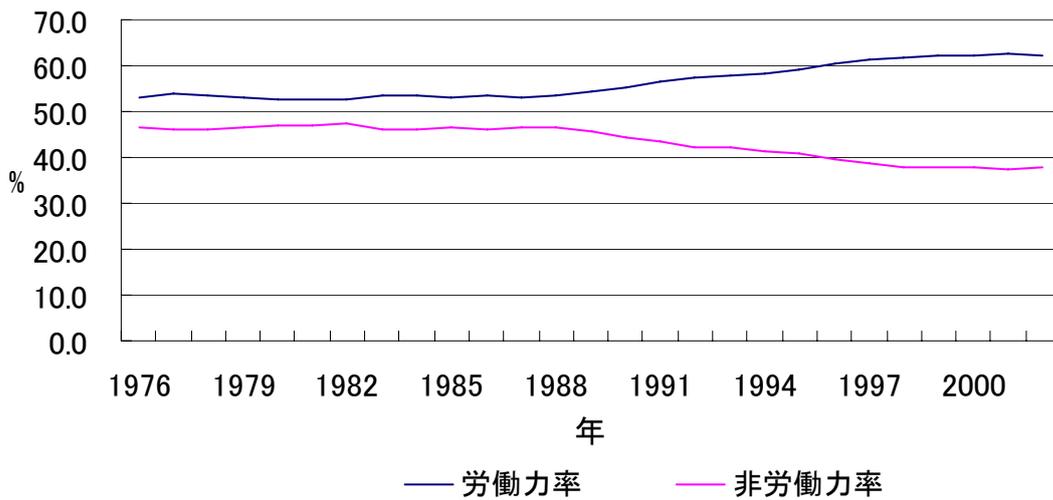


図 7 (統計局HPより作成)

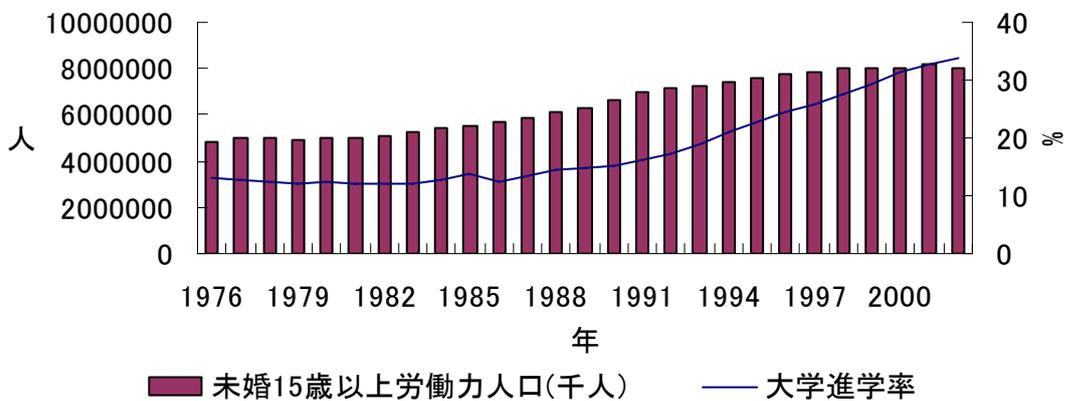
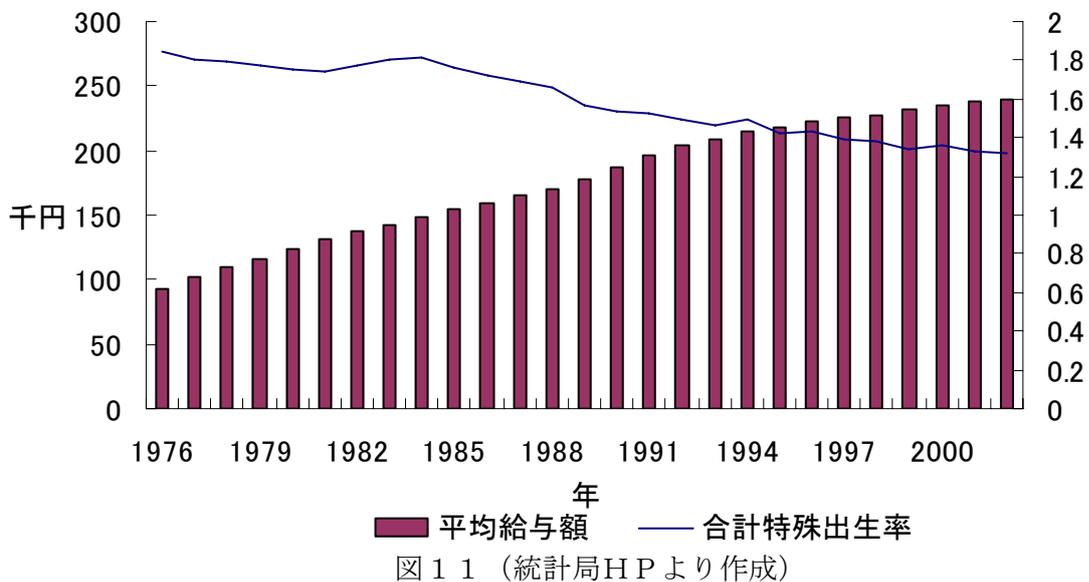
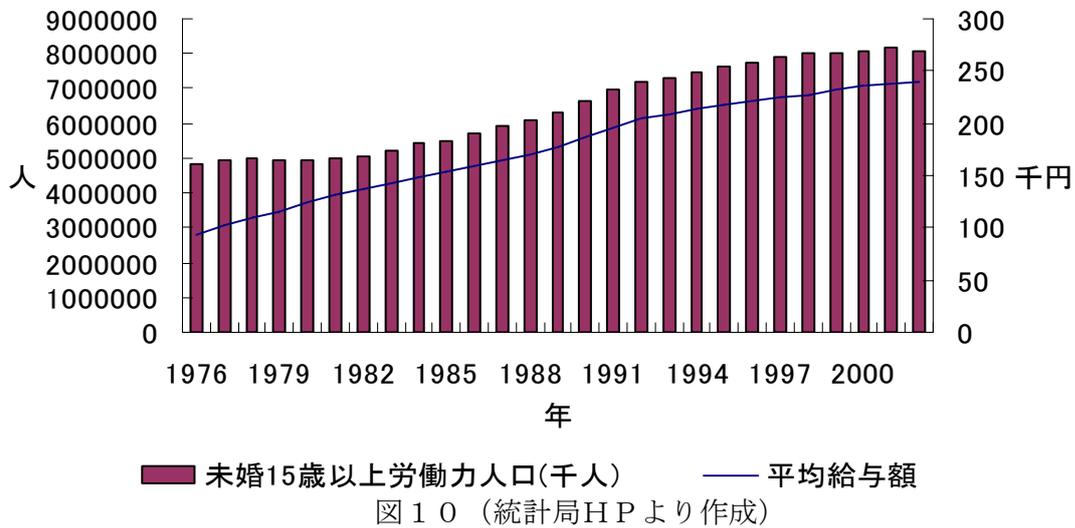
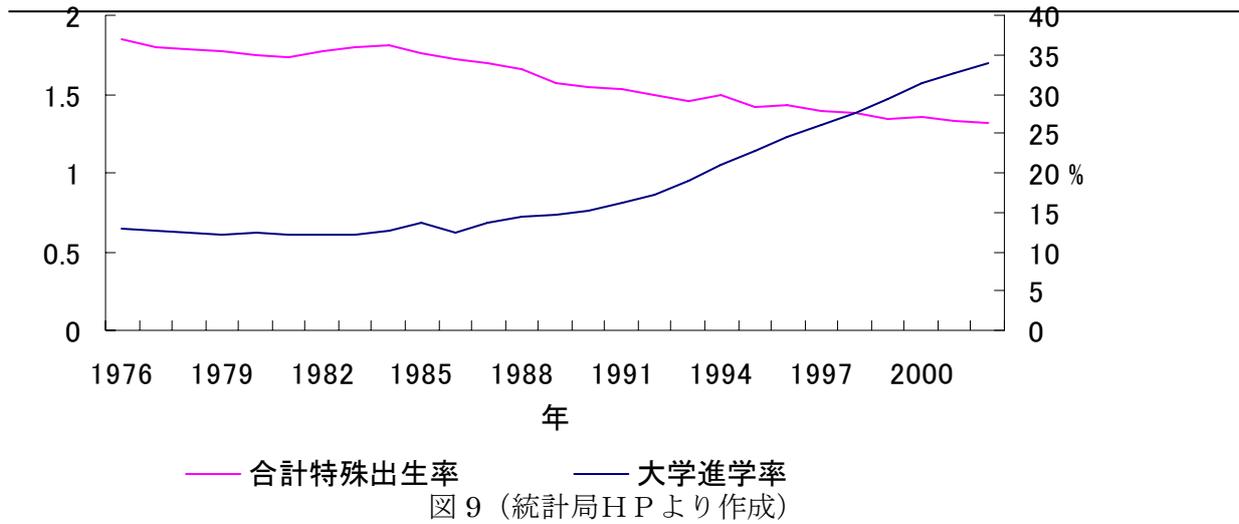
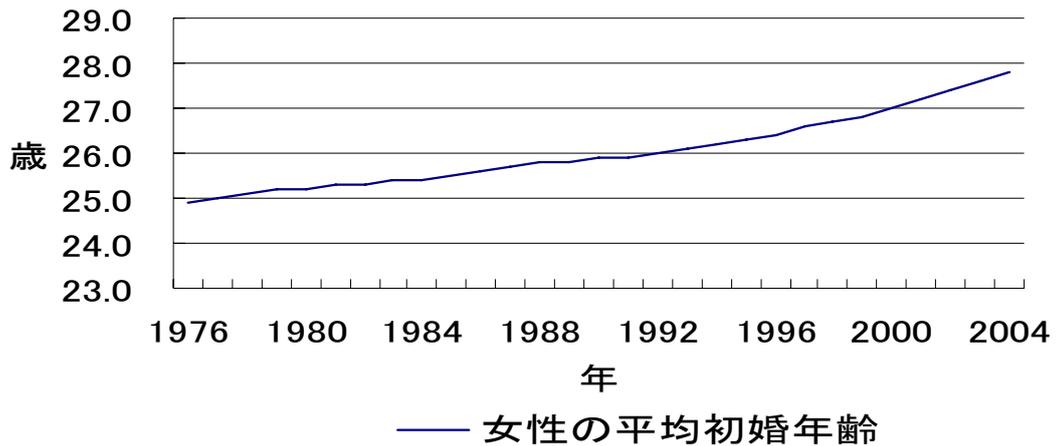


図 8 (統計局HPより作成)

# WEST 論文研究発表会 2006



### 女性の平均初婚年齢



P

図 1 2 (国立社会保障人口問題研究所ホームページより作成)

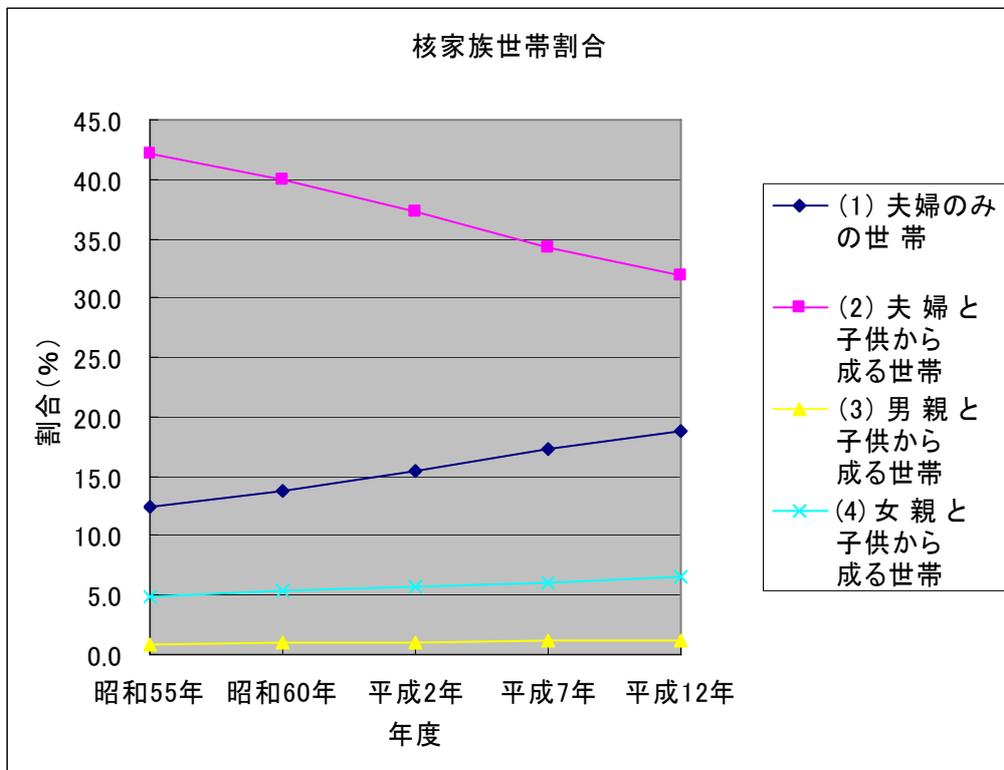


図 13 (国勢調査より作成)

# WEST 論文研究発表会 2006

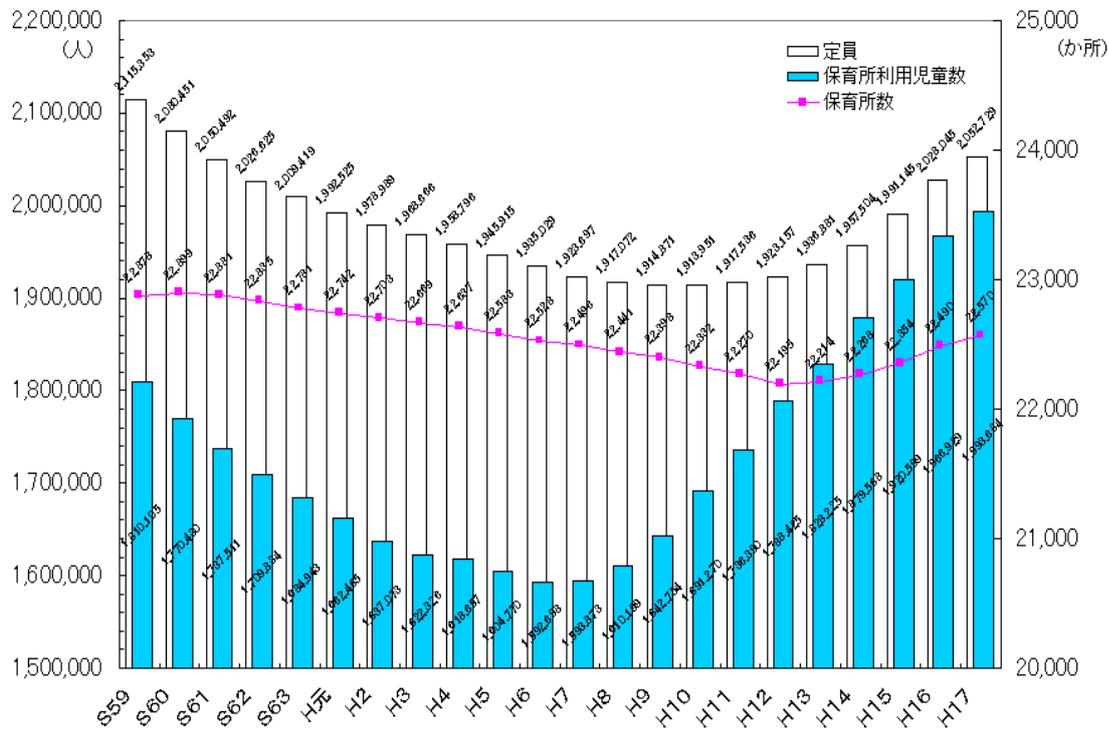
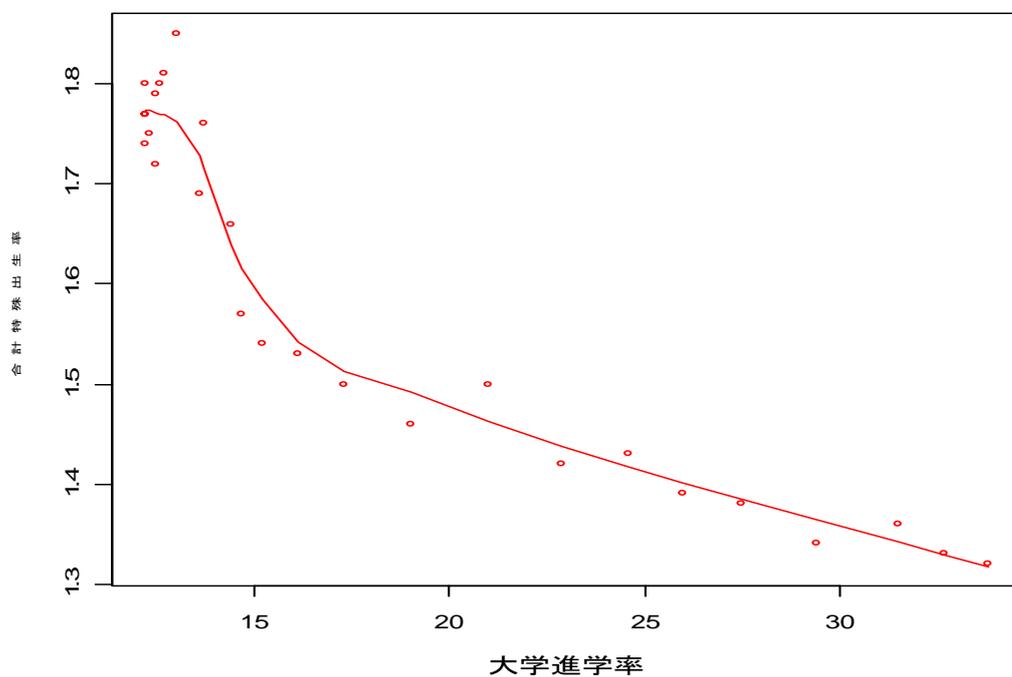


図 14 (厚生労働省 HP より)

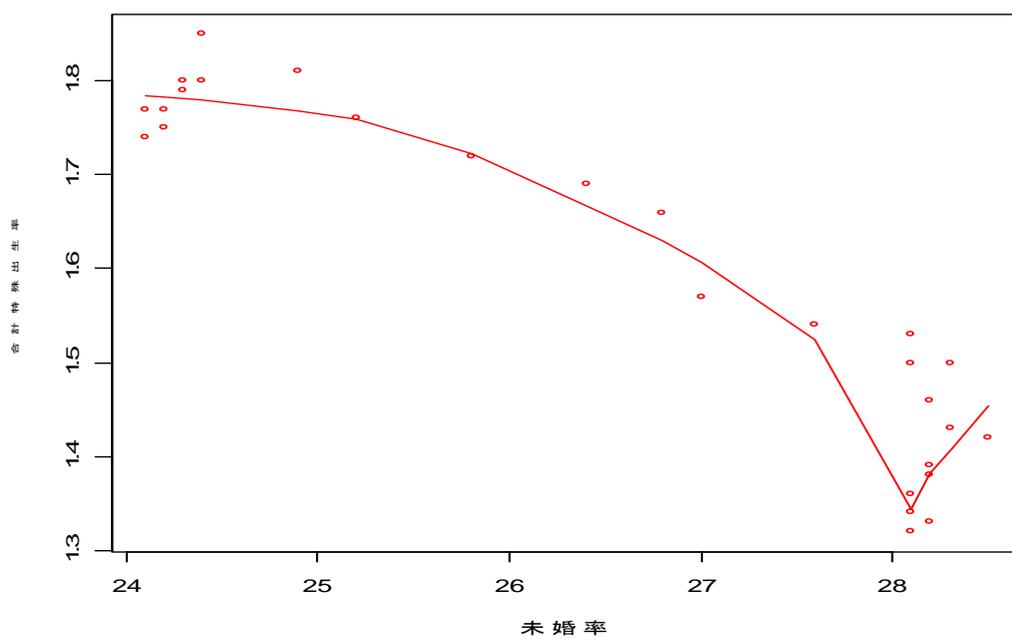
# WEST 論文研究発表会 2006

表 1 (国立社会保障人口問題研究所ホームページより作成)

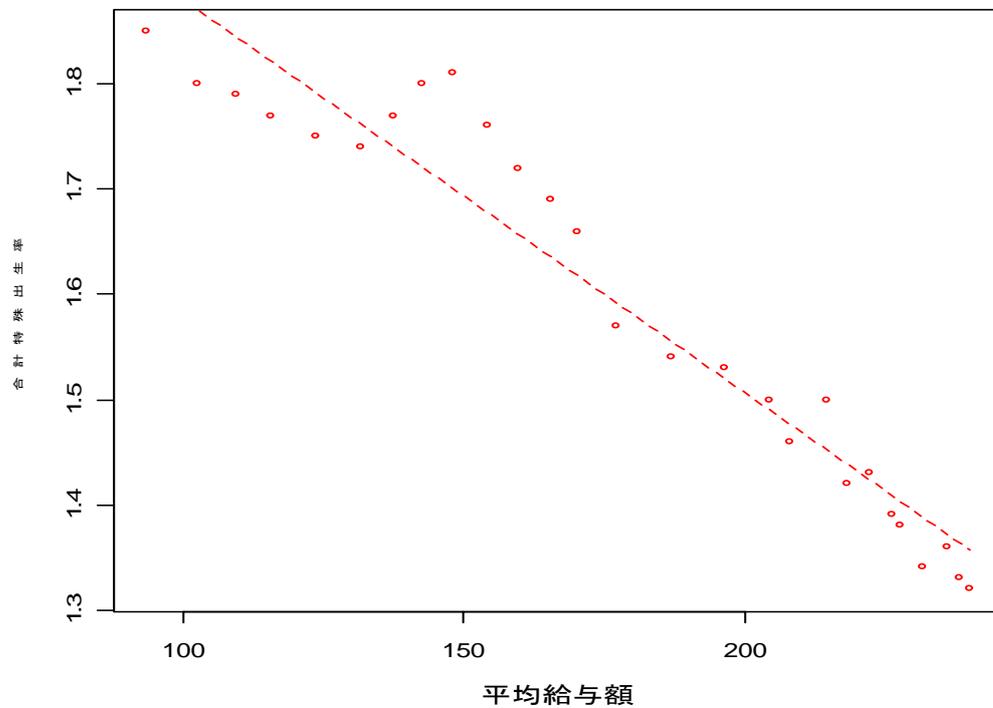
年次	嫡出でない 子	割合 (%)	年次	嫡出でない 子	割合 (%)	年次	嫡出でない 子	割合 (%)
1925	151,448	7.26	1965	17,452	0.96	1986	13,398	0.97
1930	134,221	6.44	1966	15,523	1.14	1987	13,138	0.98
1940	86,820	4.10	1967	16,977	0.88	1988	13,324	1.01
1947	101,580	3.79	1968	17,999	0.96	1989	12,826	1.03
1948	84,661	3.16	1969	17,510	0.93	1990	13,039	1.07
1949	71,489	2.65	1970	17,982	0.93	1991	13,592	1.11
1950	57,789	2.47	1971	17,278	0.86	1992	13,738	1.14
1951	46,859	2.19	1972	17,724	0.87	1993	13,665	1.15
1952	39,622	1.98	1973	17,730	0.85	1994	14,716	1.19
1953	35,036	1.88	1974	16,547	0.82	1995	14,718	1.24
1954	30,899	1.75	1975	15,266	0.80	1996	15,453	1.28
1955	29,018	1.68	1976	14,207	0.78	1997	16,659	1.40
1956	25,895	1.55	1977	13,812	0.79	1998	17,204	1.43
1957	23,429	1.50	1978	13,164	0.77	1999	18,280	1.55
1958	23,051	1.39	1979	12,857	0.78	2000	19,436	1.63
1959	21,649	1.33	1980	12,548	0.80	2001	20,369	1.74
1960	19,612	1.22	1981	13,201	0.86	2002	21,631	1.87
1961	18,438	1.16	1982	13,076	0.86	2003	21,634	1.93
1962	17,962	1.11	1983	13,862	0.92	2004	22,156	1.99
1963	17,427	1.05	1984	14,747	0.99			
1964	17,229	1.00	1985	14,168	0.99			



相関係数  $-0.9158536$



相関係数  $-0.9315076$



相関係数-0.9643283